

事業主 徳田祐三郎

資本金 五萬五千円

事業 貨物(石炭)運送業

企業系統 ナシ

使用労働者 松夫二十五名(男ノミ)

一、労働者側

争議参加労働者 松夫男二十名

應援 日本運輸労働組合(全国労働)

争議参加労働者中組合加入者 松夫二十名

一、発生ノ時 十一月八日

一、争議発生原因

現在賃金、仕上金ニテハ松夫ノ生活困難ナルト、退職、疾病、
場合ニ於ケル待遇ノ相定カレ居ラサルヲ以テ日本運輸労働
組合ニ加入セルヲ機トシ待遇改善ノ嘆願書提出セルニ因ル

一、要求事項交渉状況

十一月八日午後七時組合常任近藤勤、組合東渡支部長蓮沼仁
兵衛及松夫代表山口政重外三名ハ事業主ヲ訪問シ別記嘆願書
ヲ提出セルノ事業主ハ即答ヲ避ケ十一月十日夜回答ヲ均ス
一、将来ノ予想
事業主ハ大体拒絶、社ヲ有シ労働者側ニ回答ノ如何ニ依リテ
罷業ニ入ラントス

右及中(通)報候也

(副記) 數額事項

一、仕上六千四百五十円、中松四十円、小松三千二百ニシラレタイ、但シ凡テ月(同社ノ事
二、運賃ハ左ノ如ク改善サレタシ

の地銀金取四十銭也、同支第ハ松主持、の平清、場合年終料ヲ支給サレタイ、勘定
八月廿二日入セルレタイ、分割ハ五分作以下四分六分ハ五分、借越タル場合ニ越高ノ
甲類ヲ支給サレタイ